

No.7

地方公共政策としての都市戦略と土地利用

1999年1月

名古屋市立大学経済学部
附属経済研究所客員研究員
梅原浩次郎

地方公共政策としての都市戦略と土地利用

名古屋市立向陽高等学校教諭

名古屋市立大学経済学部附属経済研究所客員研究員

梅原浩次郎

1.はじめに

グローバル化と分権化が進展する中で、地域課題を解決する地方公共団体の政策は、その重要性をいっそう高め、るべき方向性が問われている。名古屋は工業化政策を推進した近代化日本の方の象徴であり、今日なお産業県愛知の中心都市をなしている。この名古屋を素材に地方公共政策としての都市戦略と土地利用について、やや歴史的にその経緯を振り返りそのあり方を考察してみたい。ところで都市における一定の区域の土地をどのように利用していくのかが、土地利用ないしは土地利用計画と呼ばれている。この場合、①どのような都市戦略をもって市街地像を描き、②その実現のためにどのような手立てがとられたのかという、二つの段階に分けて考えることが出来る。本稿では主に前者について、即ち都市戦略のもとでの市街地像、並びにその実現のための最も前提となる市域・都市計画区域(以下、「区域」)がどのように考えられたのかを取り上げる。

日本において市街地像を描きそのもとで土地利用を行う画期となったのは、新都市計画法(「新法」、1968)による「整備・開発・保全の方針」や地方自治法改正(1969)による基本構想とこれに基づく総合計画が制度の上で位置づけられてからである。しかし名古屋市では1957年「名古屋市将来計画要綱」以来、「総合計画」に相当する計画が策定されてきた経緯があり、これを受けて様々な施策が行われてきた。さらにさかのぼれば土地利用に関する本格的な取り組みは、明治末年の名古屋市議会に設置された市区改正調査会(1911、M44)に始まったと言える。ここでの地主層を始めとする地元名古屋の街づくりへの期待と準備は、やがて東京市区改正条例の名古屋市への準用(1918)と、全国的な法制度の適用である都市計画法(「旧法」)と市街地建築物法の施行(1919)に際して大きな影響を与え、その計画が引き継がれて行った。以下、約100年にわたる名古屋の歩みの中で、その画期となった時期を取り上げつつ、今日の到達点に迫ってみたい。

2.名古屋市区改正調査会の「工主商從」構想

(I) 個別事業の進展と市郊外での耕地整理

名古屋における法定都市計画前の都市整備に関わる計画並びに事業は、市制施行(1889、M22)前後以来取り組んできた道路・河川・港等の個別事業の計画と実施にみることが出来る。個別事業の計画は、吉田禄在(1883年名古屋区長)による道路開設及び新堀川(旧精進川)運河開削、築港計画に始まる¹⁾。その後1986年に当時の市域外の愛知郡那古野村に新設された笹島停車場(後に名古屋駅)の建設と、これと市中心部を結ぶ広小路通拡張工事(1887完了)が行われる。市制施行を経て1894年には以前から呼ばれていた東部停車場(現千種駅)を設置する運動が再び名古屋市会で確認され、翌年には市中心部と東部停車場を結ぶ東部道路をより直線状に設計変更する予算が可決される。また1894年には内務省顧問バルトン氏に委嘱した当時としては画期的な「給水工事意見書」も報告される状況となる。

明治20年代半ば、特に日清戦争後には人口の増加、産業の勃興、市の独立と自治の気運

も相まって東部道路・築港計画・新堀川開削工事等の個別事業が進展する。周辺町村の編入についても市の東南隣の御器所村の一部(1896)、古沢村の一部(1898)、西隣の那古野村(1898)の編入を経て、市南部の港を有していた熱田町編入(1907)が実現となる。1906年には鶴舞公園設置予算が市会で可決され、1910年にここを会場に当時としては最大規模の産業博とも言える第十回関西府県聯合共進会が開催される⁽¹⁾。

また1907~08年には市の東西に隣接していた愛知郡の郡長笹原辰太郎は、「西愛知五千町歩の大耕地整理計画」⁽²⁾による市街化構想を掲げている。構想は、「名古屋の発展は年々著しく…四通八達の道路を郡内に開いたなら…名古屋の富はこの導管に依て郡内に注ぎ込まれる」との認識からの運河・道路の発達を含めた耕地整理である。「西愛知を措ひて名古屋の工業地帯は求められない…名古屋の工業を番く愛知郡に移してやろう、奪ってやらう」というのである⁽²⁾。だが耕地整理法の建て前により、1911年愛知県知事から認可されず頓挫し、1913年職を辞した笹原は、東愛知に転じ東郊耕地整理組合を初め、その後の名古屋の耕地整理・土地区画整理に直接関わっていくことになる。郡長という立場から名古屋と周辺の全体状況に明るかったはずの笹原が、自ら耕地整理の第一線に乗り出して行った当時の名古屋の状況と市街地開発はどのように考えられていたのであろうか。

(2) 市区改正計画による計画的都市建設へ

1911年には、市勢の伸長を前に主として地主層の意向を反映した名古屋市会において、「東京府が設けた市区改正委員のごときものを組織する」ことが建議され、市区改正調査会が発足している⁽³⁾。この調査会の開設とそこでの議論は、法定都市計画前の市独自の全面的な市区改正計画へ向かう画期をなすものであった。この計画は第十回関西府県聯合共進会での成功を背景に、東京・大阪につぐ大都市をつくりあげようとする意図のもとで行われた。即ち市の拡大予定市域・道路・橋梁・河川・公園・鉄道線路変更(以上、調査完了)や、道路植樹・地域の分別・寺院墓地の移転の可否(調査未了)等々の多方面にわたるものであった。調査会を主導した阪本市長の意見書は、「市区改正の根本方針は市百年の大計…農村の過剰人口を巧に利用し…工主商従の市是に拠るべき」と述べ⁽³⁾、市域拡大についてはこの当初の市長見解がほぼ調査会の結論となり1921年の大規模な編入案の基礎ともなっている。このことからも地域の分別については調査未了に終わったのであるが、その考え方としては概ねその後に引き継がれて行ったものと考えることが出来る。

「大正昭和名古屋市史」から当時の新設工場数をみると、日露戦争(1904)後の1908~17年の10年間は、過去10年間の17に対し55という多数の工場が市周辺部と郊外に新設されている。その後1918~27年の10年間は、72工場で郊外への分散傾向を更に強め、第一次世界大戦(1914)を経て「近接町村もまた工業都市化して…市の延長のような感を呈し…将来都市計画を遂行する上に画一を期する…ため…十六ヶ町村の併合を実施」することになる⁽⁴⁾。こうした意味から市区改正計画は、市が「工主商従」、即ち工業都市化へ照準を定める分岐点であり、これと寄り添う形で進行した市郊外での耕地整理は、笹原などの見識が大局において錯誤することがなかったために、その市街化構想は実を結んでいくことになったと考えられる。

このように近代初期の名古屋において、都市の将来像を見据えそのもとでの計画的な街づくり、即ち市区改正計画(=都市計画)と計画的な土地利用は、明治期末1911年の名古屋市議会に設置された市区改正調査会に始まったと言える。

3. 工業都市化を目指した「大名古屋」建設

(1) 「中部日本ノ一大工業都市」を目指した一連の計画

戦前の都市形成と土地利用は、隣接町村の編入、「区域」の設定と拡大、用途地域の指定を経て進展した。特に1921(T10)年の名古屋市による16町村の編入は、当時の東京市の面積を越える文字どおりの大合併であった。これをうけ翌年1922年には名古屋「区域」の決定、1924年には最初の用途地域指定が行われている。当時の内務省等の資料には「大名古屋」建設は「区域」を想定⁽⁵⁾したものであり、「中部日本ノ一大工業都市タラシメントスル」⁽⁴⁾ことが述べられており、編入、市域拡大と「区域」設定、用途地域指定は、将来の名古屋を目指した一連の計画であったものと考えられる。名古屋は、都市化の進展が東京、大阪にくらべ遅れていたこともあり、「区域」設定と共に、用途地域制の採用・導入についても、きわめて計画的に市街化を誘導していくのに大きな役割を果たしたのではないかと考えられる。

戦前名古屋の市域拡大を概観してみよう(図-1、図-2)。名古屋市の人口は、1889年の市制施行後、明治20年代は社会増も伴いながら急速に増加する。市の東西南隣の町村の編入が実現し、市制施行から熱田町編入に至る18年間に人口は2.25倍、市域面積は2.46倍となる。その後熱田町編入から1921年の16町村編入、1922年の名古屋「区域」設定に至るまでの第一次世界大戦をはさむ15年間は、人口35万余人が43万人弱と暫増する。

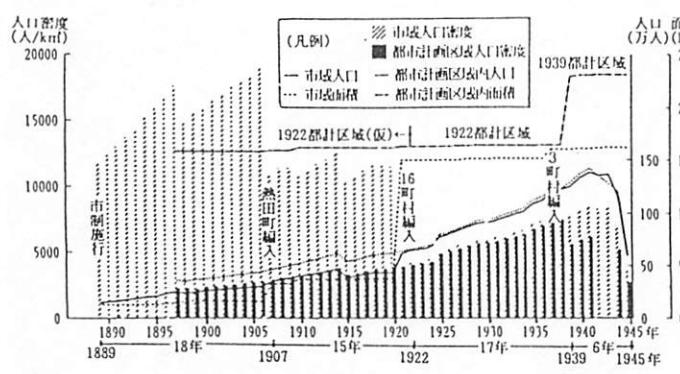


図-1 名古屋市・同都市計画区域の人口等年変化

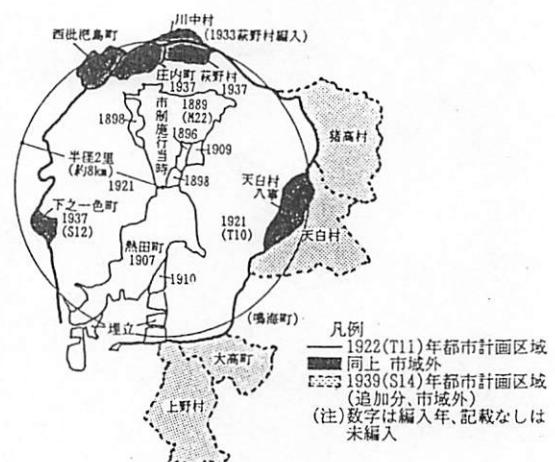


図-2 戦前名古屋の市域拡大と都市計画区域

表-1 16町村編入の意見等一覧

編入への意見	市区改正調査会開催(1911~1917項)	市会決定年月	市民意見	該当町村	知事請願	市会案	知事案	内務省決定	1908年内務省決定	旧名古屋への接続	1920年20歳人口伸率(倍)	1920年20歳人口密度(人/km²)
1 千種町村	○	1920年7月	21町村	11町村	○	○	○	○	○	接続	2.23	4351
2 鍋器町村	○	1920年7月	20.8	○	○	○	○	○	○	接続	1.87	1458
3 呼子町村	一部○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.88	1149
4 八幡橋町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.82	2338
5 愛知町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	2.11	7866
6 中村町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	2.24	1887
7 批杷島町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.23	4193
8 金城町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	2.46	1932
9 清水町10杉村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.95	6603
11 六郷町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.90	1234
12 東山町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.29	448
13 笠寺町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.00	714
14 小笠町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.04	571
15 芹子町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.13	818
16 常磐町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	0.96	779
17 天白村八事	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.16	182
18 下之一色町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.11	4714
19 庄内町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.18	661
20 秋葉町村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	1.06	547
21 川中村	○	1920年7月	○	○	○	○	○	○	○	接続	—	—

(凡例) ○編入賛成、×編入反対、—触れられず

表-2 6大都市の面積・人口比較表(設定当初)

	都市計画区域面積(km²)		同区域人口(人)		指定施行日
	全面積	利用額	人口	密度	
東京市内町村全区域	81.78	同左	2,173,162	26,573	1922.4.24 -(32年、5郡 82町村編入)
北京市内町村全区域	477.14	同左	1,184,936	2,483	
北京市内町村全区域	558.92	同左	3,358,098	6,008	
京都府内町村全区域	59.95	45.55	591,323	12,982	1922.8.2,18 年、11町村(31 年1市26町村)
京都府内町村全区域	178.59	99.89	115,621	1,157	
京都府内町村全区域	238.55	145.44	706,944	4,861	
大阪市内町村全区域	58.46	同左	1,252,985	21,433	1922.4.24 -(25年、44 町村編入)
大阪市内町村全区域	151.26	同左	553,125	3,657	
大阪市内町村全区域	209.72	同左	1,806,108	8,612	
横浜市内町村全区域	37.90	36.93	422,938	11,480	1922.4.24
横浜市内町村全区域	121.65	104.38	126,697	1,214	- (27年、10 町村編入)
横浜市内町村全区域	159.55	141.30	549,635	3,890	
神戸市内町村全区域	37.78	24.79	587,206	23,687	1922.4.24,20 年、1町村編入 (29年、3町村)
神戸市内町村全区域	95.27	39.82	99,390	2,496	
神戸市内町村全区域	133.05	64.61	686,596	10,627	
名古屋市内町村全区域	148.14	同左	608,127	4,105	1922.7.5,21 年、16町村編 入 (-)
名古屋市内町村全区域	141.19	同左	17,204	1,212	
名古屋市内町村全区域	162.34	同左	625,331	3,852	

(出典)
都市計画愛知県委員会(1924)
「都市計画の便概」等
により作成。

(注)
1. 上記出典によれば利用面積とは、京都は平地面積、横浜は標高50m以下、神戸は山地の25%を平地に加算。
2. 都市計画区域人口・同密度は1920年第1回国調人口。

これが1921年の16町村編入によって、人口43万人弱が一挙に62万人弱へと5割増、面積は37.35Km²から149.56Km²となり、熱田町編入時から言えば、人口で約2倍、面積で5倍近くになる。1937年には、1922年「区域」内のうち市域外の西枇杷島町、天白村八事を除く下之一色町、庄内町、萩野村の3町村の人口増加が著しく名古屋市へ編入する。この時点ではほぼ「区域」と等しいものとなる。1922年の編入から、1939年の「区域」の追加指定にかけて人口は62万弱から120万余人と2倍になっている。市制施行後、15~18年毎の大合併の時期に人口は倍増を繰り返し、この時期には通算し8倍を越えるに至る。

このように「中部日本ノ一大工業都市」を目指した一連の計画のもとで、1921年の16町村編入が行われ、この編入は戦前期の名古屋市域の骨格を決定づけることになった。

(2) 先導的役割を果たした内務省案による「大名古屋」建設

戦前における愛知県の町村合併は、明治期に5回の大合併を繰り返す。このあと戦前においては、県下一斉に町村合併が行われたことはなく、16町村の編入の際は、名古屋市ののみの市域拡大であった。先述の1911年の市区改正調査会では当時、市の将来拡大する地域として表-1にみるように16町村の編入にほぼ近い地域が計画されている。

一方、内務省編纂「都市計画要鑑第二巻」には、16町村の編入に際し一大工業都市を目指して都市計画区域の案を定め、その後に「同案ニ基キテ市域拡張の議起り・隣接町村十六ヲ合併」と述べられている⁵⁾。また「名古屋市隣接町村併合顛末」の編入理由に、「現在ノ地域ニテハ狭隘ヲ感ジ」、隣接町村の新市街が「会社工場其他家屋ノ濫設」の状況であることを指摘し、「都市計画ノ遂行ハ百年ノ大計ヲ樹ツル」ため、「先ツ市ニ編入シ同一行政組織ノ下ニ之ヲ統括シ都市經營上画一ノ施設ヲ為ス」ものとしている。八幡村、常盤村、荒子村、小碓村等の編入町村の大部分は「都市計画区域中工業地域の予定」等と記されている⁶⁾。「画一ノ施設ヲ為ス」とは、①同資料で指摘しているが「教育、衛生、土木等百般事業ノ施行上往々ニシテ齟齬」をきたしたためこれらを市によって一体的に整備していくという意味合いと、②「工業地域の予定」とあるように都市計画法第10条の施設である用途地域指定を行うこと、の両者を念頭においた用語であった。

このように地元の意向も踏まえた内務省の「区域」設定案がすでに出来ていて、当時の市域では狭隘を感じていたので、都市計画事業とその一環である用途地域指定を想定し、旧・名古屋市南部も含めた工業都市化を目指した16町村編入が行われたのである。

(3) 内務省の指導に抗した広域的な大都市建設

市区改正の議論の蓄積もあり、1920年7月市会全員協議会で市域大合併促進を希望する旨が決定⁷⁾されてから、翌年1921年8月の編入までわずか1年で実現する。名古屋市（市会）は庄内川、天白川に囲まれた19町村の編入を知事に答申したが、知事は当初の意向通りの21町村を内務省に申請している。内務省は非接続町村は殆ど市と一体をなしていないので認め難い⁽⁶⁾とし、当初21のうち10町村を除くべきだと見解を有していたが、最終的には5町村を除く16町村の編入を認めている。

熱田町編入の翌年1908年と、16町村編入の前年1920年の、編入関係町村の人口・人口密度の変化(表-1)をみると、市域と連続した市街地がわずか見られた10町村のうち、以前から青果市場が存在し一定程度市街化の進んでいた枇杷島町を除き、逆に呼続町を加えた10町村は明治末年から大正にかけての12年間に約2倍の人口増となっている。愛知町、清水町・杉村、千種町は高い人口密度となっており、これと以前から比較的高い人口密度を有し

ていた下之一色町、枇杷島町を除く他の町村は、低い人口密度であった。約2倍の人口増に至らなかった残りの10町村は、農村ないしは漁村の状況⁽⁷⁾を残したままであり、編入には否定的態度を取っていた。

市街化の進んでいない実態や一部の町村の編入への否定的態度や上級官庁である内務省の指導にも係わらず、市長・市議会・県知事の強い意向を反映し市域は16町村編入という、内務省にとって妥協的な決定になったものと判断される。他の大都市と比較すると、面積では第1位、東京市の約2倍でありながら、人口では東京・大阪について第3位であった。人口の絶対数は東京の約4分の1、人口密度は6大都市中最低であった(表-2)。内務省の指導に抗しながらも、人口倍増していた接続町村だけでなく、農漁村の状況を呈していた非接続町村まで編入したことは、当時としていかに広域的な大都市を目指したものであったのかを示すものである。

このように都市計画法と市街地建築物法の施行に当たり、内務省においてまず「区域」案が作成され、1920年当時の市議会においては、この区域案もにらんで市長は「区域」設定のために町村の編入が必要であると主張し、更には市議会・官僚によって「区域」を念頭においた「大名古屋」建設が目指された。都市化が進まず農村的状況を残していた名古屋は、隣接町村を市域に含め、同一行政組織のもとで都市施設の充実を目指して、非接続町村を含む広大な町村の編入を行ったのである。

4. 市街化誘導の確実性を狙った戦前都市計画区域

(1) 市域と大差ない範囲の都市計画区域設定

1920年1月には「旧法」が施行され、都市計画は「重要施設ノ計画ニシテ市ノ区域内ニ於イテ又ハ其ノ区域外ニ亘リ施行スヘキモノ」とされた。このため都市計画名古屋地方委員会の当初の議論では、「区域」は行政区划と異なるので「成ルベク大キイ方ガ宣イト考ヘ」て、1922年の「区域」は言うまでもなく、その後拡大された1939年の「区域」よりさらに一回り大きい「西ハ新川、南ハ鳴海又ハ大高」の範囲を想定していた⁽⁸⁾。しかし愛知県や名古屋市では、すでに作成されていた内務省の「区域」案をにらんだ広大な16町村編入を行い、逆に内務省の「区域」案より小さい自らの区域案を持っていた。このため内務省としてはこれらを尊重し、「名古屋市ノ発展ニ非常ナル阻害ヲ受ケル」範囲で、「先ツ之レダケテ行カウト云ウ」妥協的な方向での「区域」設定となつた⁽⁸⁾。この愛知県や名古屋市の考えには、市域と「区域」が大差ない、むしろ両者を一致させようとする意図を窺うことが出来る。

仮に「区域」を市域より大きく設定し、市街地建築物法適用除外とすれば、用途地域は制限外となってしまうが、この場合にも他の都市計画事業は可能であった。しかし名古屋市以外の小規模町村では都市計画事業による財政負担は困難⁽⁹⁾であったことを考慮すると、両者を一致させ市によって一体的な整備を行う方が、市街化をより確実に行っていくことが出来ると判断したものと推察される。

都市計画名古屋地方委員会は、隣接町村の名古屋市への編入が市会で議論になった1920年7月の同じ時期、「区域」設定について県、市に意見を聞いている。当時の内務省都市計画課長池田宏は、「区域」は「都市の中心地区より一時間程」で行け、「自然的版図に包容せらるる」地域として決定すべきであると述べ⁽⁹⁾、都市計画名古屋地方委員会の「区域」設定理由書にも、「一般公衆が商業的中心から約一時間以内で行ける半径2里の範囲」⁽¹⁰⁾とし

ている。東は高針川・天白川、北は矢田川・庄内川、西は庄内川、南は海に連なる区域であり、この区域は、河川という天然の地形に囲まれ、ほぼ一時間で行けるところである。

この捉え方は「区域」を念頭においていた16町村編入の際に既に出されていて、ほぼ大部分の区域が名古屋市に編入の成った段階で見れば、名古屋市に加える町村の数はもうそれ程多くなかった。名古屋市民の消費物資の販売市場を有していた下之一色町（魚類市場）と、西枇杷島町（青果市場）の2町を「区域」に含めるかどうか、市の将来のあり方をめぐって県・市の間に若干の意見の相違⁽¹⁰⁾がみられた程度である。都市計画名古屋地方委員会は、「区域」は市域より大きい方がよいと考えて、2町とも「区域」に含めていく県案を内務省に具申し、内務省は1922年7月県案通り決定する。

内務省の指導としては、町村の編入は接続町村まででそれ程大きい市域を想定せず、逆に「区域」の設定は交通機関の発達にもようが、相当大きな地域を考えていた。ところが市長・市議会・県知事の「大名古屋」建設への意気込みの大きさから、市域は「区域」案を念頭にかなりの広さとなり、「区域」は逆に市域と変わらない、面積・人口とも市域と「区域」とは大差ないものとなった。

この後愛知県においては、土地区画整理測量設計補助規定(1923)や土地区画整理施行規定(1925)が公布されている。1932年発行の「名古屋の都市計画」では、「区域」総面積約4,900万坪に対し、組合設立認可済の土地区画整理組合871.04万坪、耕地整理組合において都市計画に順応して設立のもの937.11万坪、合計1,808.15万坪に達し、その他組合設立準備中のものが多数あると紹介している⁽¹¹⁾。

このように都市化の進展していなかった名古屋が、土地区画整理事業の積極的な推進によって市街化を誘導しようと市域と大差ない範囲の「区域」を設定した。名古屋市以外の小規模町村の財政負担が困難であったことを考えると、両者を一致させ市によって一体的整備を行う方が、市街化をより確実にしていくことが出来ると判断したものと推察される。

(2) 重化学工業の発展に伴う都市計画区域の拡大

1922年「区域」設定を行った当初、名古屋市の人口は63万9千人余であった。戦前において唯一「区域」の拡大を行った年である1939年には、124万9千余人となっている。17年間にほぼ2倍化し、「区域」内で市外は西枇杷島町と天白村八事を残すのみとなっていた(図-2)。名古屋市会史には、「名古屋市並ニ附近町村ノ發展殊ニ重工業ノ飛躍的發展ニ伴ウ戸口ノ增加ハ…将来各般ノ総合的計画ヲ樹立スルニ支障アルヲ以テ…相当区域ヲ更ニ都市計画区域ニ編入スルノ要切ナルモノアルヲ認メ」⁽¹²⁾てとあり、猪高村と天白村の残存区域、大高村、上野村へ拡大を行っている。しかしこの地域には、戦前においては用途地域制は適用されないままになる。1943年12月末には、戦時特例により工場が工業地域等に集中することは、空襲による被害を増大させるものとして、用途地域制は一時廃止される。このことは当時すでに充分予測され、用途地域指定は行われなかつたものと考えられる。

名古屋市の南部工業地域に集積しつつあった重化学工業化・軍需工業化の動きは、そこに隣接し今日名古屋南部臨海工業地帯と称する地域である大高村、上野村⁽¹³⁾に拡大し、「区域」拡大後にはここにも三菱重工業等の軍需工場が建設されることになる。あわせてこの当時風致地区指定(1939)、名古屋大緑地計画の策定(1940)、空地地区指定(1942)が行われている。拡大された区域を含んだものであり、猪高村、天白村、大高村には大緑地が確保され、防空対策をもにらんだ施策⁽¹⁴⁾が行われる。

このように最初の「区域」設定以来20年近く経過し、重工業の発展によって「区域」は狭隘となり、加えて防空体制をはじめとする戦時体制を確立していくために、「区域」が拡大されたものとみることが出来る。

5. 名古屋市将来計画の「大工業地帯」構想と戦後の市域・都市計画区域

(1) 「名商」答申による戦後の市域・都市計画区域の拡大

中部経済圏の中心都市としての名古屋⁽¹²⁾の戦後復興期から「新法」公布(1968)に至る高度成長期において、マスタープラン不在⁽¹³⁾の「旧法」のもとで、市域・「区域」と用途地域は、名古屋市将来計画等の行政施策(以下、「将来計画」)を受けて指定されていったものと考えられる。まず市域・「区域」についてみてみよう(図-3、図-4)。市域・「区域」は、戦後復興期から「新法」公布に至る時期に2回拡大される。第1回目は、昭和30年代当初1955年の天白・猪高村と山田・楠村、富田・南陽町の6町村編入であり、翌1956年の「区域」拡大である。「名古屋市復興計画の基本」では「天白川、庄内川に囲繞される区域を市域」⁽¹⁴⁾としていたが、シャープ勧告と町村合併促進法に基づく市域拡大は、当時大きな課題となっていた。

名古屋市長は1951年名古屋商工会議所(「名商」)に諮問し、翌年「本市は、6大都市中その面積は最小であり、…17ヶ町村を合併する計画」⁽¹⁵⁾を持つべきと答申を受ける。1954年答申の半分強、11町村の合併申請が出される。答申のうち、西部の西枇杷島・新川・清洲・甚目寺町、大治村は申請に至らず、逆に申請した西部4町村(十四山・飛島村、富田・南陽町)、北部2村、東南部3町村の計9町村について県は同意を与えないで、自治庁長官裁定により上に述べた6町村編入認可となる⁽¹⁶⁾。「区域」は、1956年これら町村を含む北部・西部の地域に拡大される。

(2) 市将来計画の「大工業地帯」構想と市域・都市計画区域の拡大

第2回目は、昭和30年代後半1963年の守山市・鳴海町、1964年の有松・大高町の編入であり、前後の1962、63、64年の「区域」拡大である。先の市県の意見の相違を契機に、県の地方計画が策定されることになり、「名古屋都市計画(将来構想)の策定について」(「将来構想」)及び「名古屋市将来計画要綱」(「計画要綱」、1957)が作成され、これが「愛知県地方計画」(「県地方計画」、1958)へ反映される。数年後「名古屋市将来計画基本要綱」(「基本要綱」、1962)により見直しがなされ「愛知県新地方計画」(「県新地方計画」、1962)へ反映され、さらに「名古屋市将来計画・基本計画」(「基本計画」、1968)へと引き継がれる。

特に「基本要綱」では人口・産業の大都市集中傾向に警鐘を鳴らし、「名古屋市こそ、東京都(区部)・大阪市におけるがごとき、都市過大化の弊を未然に防ぐ」とし、同時に「わが国経済の中核となるべき大工業地帯」の整備開発が行われるよう目指された⁽¹⁶⁾。このため「基本要綱」では人口規模をそれまでの200万人から編入予定地域を含めて380万人と修正し、先の編入が実現しなかった西部の7町村と更に弥富町及び東部一帯の計14市町村の編入が目指される。しかしこの時期の編入も東北・東南部の4市町となる。「基本計画」でもなお10町村を市域合理化目標区域とし、人口規模も350万人(昼間380万人)と大きく変わっていない⁽¹⁷⁾。1964年「区域」は市外の長久手町、日進・東郷村を含め市の東側を大きく取り囲む形で拡大される。この後は1969年「新法」施行に伴う「区域」の再編成となる。

このように「名商」答申を契機とし、昭和30年代当初には「将来計画」の策定がいち早く行われ、これらが土地利用計画の役割をも一定程度代替し、これを受けて市域・「区域」の拡

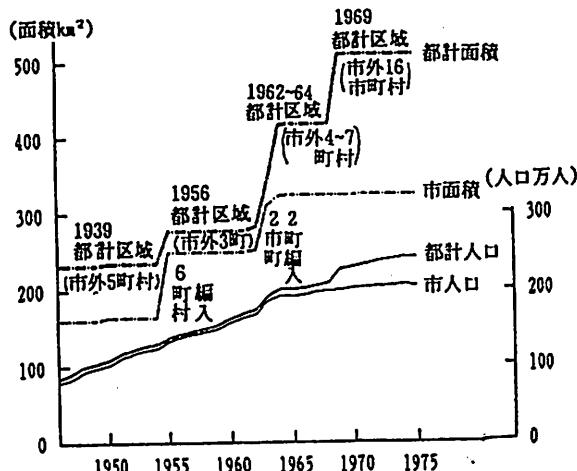


図-3 名古屋市・同都市計画区域の人口・面積推移

表-3 名古屋・同周辺都市計画区域・用途地域指定面積

都計区域	1950(S25), 10現在		1959(S34), 4現在		1964(S39), 10現在	
	用途地域	都計区域	用途地域	都計区域	用途地域	
名古屋	231.48	168.29	名古屋	278.36	246.47	名古屋
守山	19.82	—	守山	19.53	—	守山
鳴海	26.59	—	鳴海	26.30	12.58	鳴海
一社	66.50	30.21	一社	57.73	20.59	一社
春日井	105.90	—	春日井	105.85	16.85	春日井
半田	47.73	—	半田	93.03	14.53	半田
大垣	9.84	—	大垣	24.76	—	大垣
犬山	9.10	—	犬山	74.61	—	犬山
古知野	12.54	—	古知野	48.98	8.59	古知野
牧	17.54	—	牧	30.86	—	牧
小幡	16.98	—	小幡	55.02	—	小幡
稻葉	10.75	—	稻葉	22.61	9.62	稻葉
岩倉	10.44	—	岩倉	48.45	—	岩倉
曾根川	13.59	—	曾根川	10.78	—	曾根川
				10.46	—	曾根川
				9.50	—	曾根川
				10.09	8.25	新木曾川
				25.61	—	木曾川
合計	598.80	198.50	合計	986.11	337.48	合計
	割合(33.1%)			割合(34.2%)		割合(36.5%)

(注)単位:km², —:用途地域未指定なし、出典1。

表-4 愛知県地区別工場立地状況
(1959. 4~1967. 3)

地区	件数	面積(千m ²)
内陸部	北	349(30.3)
	西	2,732(10.1)
	中部	1,185(4.4)
	名古屋	2,736(10.1)
	知多衣浦	3,227(11.9)
	豊田	5,148(19.0)
	西三河	1,720(6.3)
	東三河	3,178(11.7)
小計	1,150(100)	27,136(100)
臨海部	名古屋	25(78.1)
	南部	14,903(91.8)
	西部	13,945(85.9)
	知多衣浦	958(5.9)
	小計	7(21.9)
合計	32(100)	16,236(100)
		1,182 — 43,372 —
		1959.4 64.10

(注)工場
1件は3300
m²(1000坪)
以上、一部
地域組合、
内は構
成比(%)。
出典2。

尾北・指定状況
(左)都計区域
(右)用途地域
○有、×無

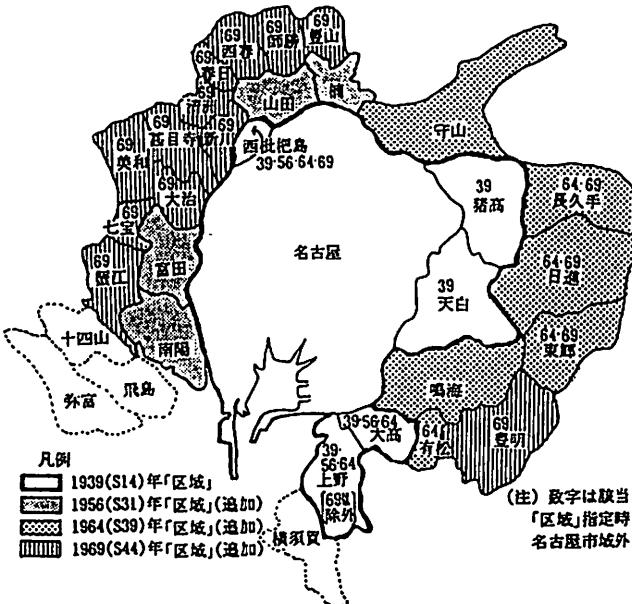


図-4 名古屋都市計画区域図

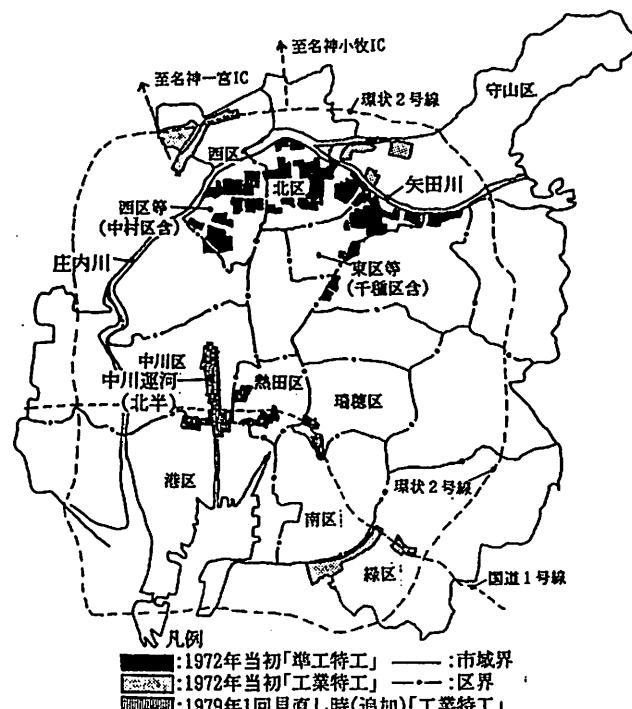


図-5 特別工業地区指定図

大が行われていった。しかし「将来計画」で想定した市域・「区域」は西部において未編入という事態は続き、用途地域指定もこれらに規定されたものとならざるを得なかった。昭和30年代半ば~40年代始めにかけて都市過大化の弊害の認識はあったが、市域・「区域」を拡大する方向でこの問題を解決しようとしていた。

6. 工場立地の広域化と脱工業化時代を迎える名古屋

(1) 基盤整備事業の頓挫と市域の外延的膨張

戦前に一大工業都市を目指した名古屋は、高度成長期には、東京・大阪とともに重化学工業の巨大コンビナートがその圏域内や周辺の臨海部につくられ、愛知県は今日「愛知県21世紀計画」で「産業技術首都」¹⁸⁾を標榜するまでに至る。ところで戦前から名古屋の工業地帯の中心は、名古屋港に面する一帯の工業地域指定されたいわゆる市の南部工業地域であったが、そこでの基盤整備の遅れが北東部工業地域の拡大へつながっていった¹⁹⁾。

石川栄耀は、戦前に「元来、名古屋の工場地域として指定されたところは土地が低い…排水に困難をきはめ…埋立をしなければ使へない」として、土取り場を兼ねた運河の建設と区画整理を一体として推進することの必要性を述べている²⁰⁾。運河計画は、1924年中川、荒子川等について内閣認可を得て、中川運河は1930年には完成する。荒子川の河口から国鉄関西本線八田駅に至る約9.90km²の荒子川周辺の地区は、湿田地として未開発のまま取り残されていたが、名古屋港が1951年市県共同管理となり、名古屋西部臨海工業地帯の位置づけのもとに内陸中小企業団地として整備する目的で開発がすすめられる⁽¹⁵⁾。しかし荒子川運河開削事業は1954年に都市計画事業として決定されるが、完成したのは中川運河との連絡横運河のみで、他はすべて昭和40年代始め物資の自動車輸送への転換により廃止される。荒子川運河土地区画整理事業も、荒子川南部（1958年度）・荒子川小碓（1961年度）の各区域も事業着手²¹⁾されるが、残りの地域は運河計画と同様解消される。こうして当初計画の半ばで工業地帯造成を目的とする基盤整備事業は中止されることになる。

「将来計画」における工業的土地利用の位置づけの変化をみてみよう。戦災復興計画においては、「理想的産業都市」²²⁾建設が掲げられ、田淵寿郎も大名古屋建設のために「工業都市としての建設」をあげ、名古屋市東南部に重工業、西南部に保税工場、北西部に軽工業を配置すると述べている²³⁾。工業開発が名古屋南部臨海工業地帯への傾斜を強めて行くのは戦後10年経った頃である。復興土地区画整理事業の一定の進捗²⁴⁾、伊勢湾工業地帯建設期成同盟の結成、名古屋南部へ臨海工業用地（上野町、横須賀町地先）を造成する工業港計画を内容とする名古屋港湾計画の策定（1955）等²⁵⁾がみられた。この状況下で、「計画要綱」（1957）等では、南部臨海工業地帯の造成が市の課題として前面に出てくる。南部臨海工業地帯については、「県地方計画」（1958）に盛り込まれ、1961年には東海製鉄が建設中の名古屋「区域」内の上野町に始めて用途地域指定がなされることになる。

続く「基本要綱」（1962）では市域に関して「周辺地域の都市化を追認する形をとらず、事前的にこれらの地域を市域として合理化」²⁶⁾してゆくことを強調し、引き続き市域の拡大路線をとっている。「県新地方計画」（1962）でも、南部・西部臨海工業地帯などへの工業地域の拡大を示し、しかも「港域の一体的な運営を目的として、必要な地域を市の区域とする」²⁷⁾方針を持っていた。1957年には6町村編入、1963年には守山市・鳴海町の編入が実現する。加えて公害問題が深刻化した昭和30年代後半から40年代にかけて、「基本計画」

(1968)では「内陸部においては…公害問題をひきおこし…生産活動の面からも解決されなければならない重要な課題」であり、「臨海工業地は…工場の適地であって、今後積極的に工業市街地として整備されるべき地区」としている²⁸⁾。

このように市の南部工業地域の基盤整備は進まず、1955年頃からは南部臨海地帯への工業開発が進められ、工業地域拡大は市域の外延的膨張を伴っていた。昭和30年代後半からは荒子川周辺地区の基盤整備事業の中止にみられたように、工業地は臨海部立地を一層強めていくことになる。

(2) 工場立地の広域展開と用途地域指定

1969年東海市(旧上野町・横須賀町合併、同年)を含む知多・大府市を合わせた知多北部「区域」は、「新法」施行に伴い設立される。臨海工業地帯の造成は、「計画要綱」以来の名古屋市「将来計画」において、その根幹と位置づけられていた。しかし臨海工業地帯の重要な一角を占め市域に包含される計画であった南部臨海工業地帯が、名古屋「区域」から分離・独立することは、市域の外延的膨張を続けていたこの時期の新たな展開となつた。

知多北部「区域」内のうち旧上野町は、1939年以来名古屋「区域」に含まれ、1961年の用途地域指定では、土地利用の上からも町面積の4割近くを工業・準工業地域が占める鉄の町が誕生していた⁽¹⁶⁾。「新法」施行に伴う愛知県の都市計画区域は、広域の観点からの都市計画行政の必要などがあるとして、52から19「区域」へと大幅に再編成している。名古屋「区域」は従来の名古屋市を含む5市町村に、新たに12町村を加え17市町村となった⁽¹⁷⁾。しかし南部臨海工業地帯の中核である旧上野町を含む東海市を名古屋「区域」から切り離した。つまり知多北部「区域」の設立は、「新法」施行を契機に南部臨海工業地帯に対する愛知県の指導権を一層確立・強化⁽¹⁸⁾し、愛知県全体を視野に入れて地域開発と工場立地を広域展開する動きであったと考えることが出来る。

しかも工場立地が臨海部だけでなく、交通運輸手段の変化の中で、名古屋市域・「区域」を越えた内陸部へも展開していくことになる。この状況を名古屋・尾張部における「区域」と用途地域の指定状況の中で位置づけてみる。当時の「名古屋大都市整備計画懇談会」等の資料²⁹⁾によれば工業用地(1965年)は周辺部全域に拡散していて、戦前からの「区域」・用途地域指定を行っていた名古屋・尾張西部(一宮市)及び計画的に工業立地化をすすめた知多北部を除いては、用途地域指定は面ではなく点状の指定となっている。表-3をみると「区域」指定を行っても、用途地域指定は約3分の1に留まっている。

また1959年4月から1967年3月までの地区別工場立地状況をみると、3,300m²(1,000坪)以上の立地工場の内、内陸部では尾北が349件(構成比30.3%)、7,210千m²(26.6%)と群を抜いており、面積では豊田が次ぎ、内陸部の名古屋は件数では、尾北の半数である(表-4)。臨海部は名古屋が25件(78.1%)、14,903千m²(91.8%)と大半を占めている。なかでも南部臨海工業地帯はその中枢をなしている。従って工場立地で顕著なのは、内陸部では尾北であり、臨海部は名古屋とりわけ名古屋南部臨海工業地帯である⁽¹⁹⁾。

尾北地区についてもう少し立ち入って検討すると、工場立地は、件数・面積とも小牧市が抜きん出て、面積では犬山市が次いでいる。しかし両市はこの統計の当初である1959年4月現在で「区域」指定は行っていても、用途地域指定は行っていない。1964年10月現在で指定を見ることが出来る。犬山市と並ぶ大口町ではこの時点で、用途地域は未だ指定されていない。工場立地が旺盛に進んでいた尾北地区において「区域」の指定がされず、仮にされて

いても用途地域指定は遅れがちになっていたと判断することが出来る⁽²⁰⁾。工場立地の勢いが尾北より遅い他の地区でも指定はこれとほぼ同様の状況であった。

このように「将来計画」での工業地確保の目標は、市域・「区域」を拡大し、市内内陸部から臨海部に移していくとするものであった。しかし市域・「区域」の拡大は実現せず、工場立地はこれを越えて一層広域的に臨海部・内陸部へ拡散していった。名古屋の側から見れば脱工業化時代の到来を意味することになった。南部臨海部の計画的な工場立地地区を除いては、「区域」の新規設定も行われず、用途地域指定は工場立地を概ね後追いして行った。「旧法」制定時に池田宏が工場立地規制をねらいとして、「区域」と用途地域指定をこそ第一義的に実行すべきことを強調した点から言っても、そこから大きく逸脱することになった。

その理由としては、第1に市域・「区域」を広範囲に拡大しそこに工業地を確保するという「将来計画」における土地利用計画の目標そのものの問題、第2に市域・「区域」拡大が県や周辺町村の意向と合わず実現しなかった、第3に線引き制度や開発許可制度が未整備の「旧法」下において工場の立地規制を行うことが困難であった、ことがあげられる。

7. 成熟都市への転換期の土地利用

(1) 内陸工業地帯を環状2号線・臨海部へ移転誘導

明治期から高度成長期まで一貫して工業都市化をめざして歩んできた名古屋が、「新法」(1968)前後には、工場転出と公害問題への対処から新たな対応が迫られ、特別工業地区指定(1972)が行われた⁽²¹⁾。ここではこうした近代工業都市から成熟都市への転換期における都市工業地の土地利用について、特別工業地区指定を事例に考察してみたい。

この時期の土地利用構想、特に既成市街地における工業地の位置づけがどのように描かれたのか行政計画を振り返ってみる。「名古屋市将来計画・基本計画」(1968)では、都市整備の重点方針として、「市街地内の中小企業については混在を解消し公害の防止をはかるため、環状2号線(図-5参照)の沿線等外周地域への移転を促進する」としている。その後これを具体化した「将来計画・実施計画(1971~1975)」(1971)では、住・工混在型の市街地形成をしていた市の北部内陸工業地帯で、「近年、大規模工場の相づぐ転出が顕著となり」、公害発生工場の移転促進、跡地の公的確保、跡地の住宅地開発、中小の都市型工業の集約化・集団化等を課題としてあげている。

この方向は「名古屋市基本構想」(1977)でも確認されるが、続く「名古屋市基本計画」(1980)では、単一機能への純化は困難として複合地の考えを導入し、住工複合地について、特別用途地区制度の活用と「雇用の場として業種・業態に応じた工業機能を確保し・工場と住宅の共存」をあげ、「工場移転跡地は、大規模住宅の建設を抑制するとともに、集団化による新しい都市型工場の導入用地」に活用するとして、一定の方向転換を行っている。

既成市街地である内陸工業地帯からの工場転出の実態追認と工場移転促進、跡地の住宅地転換策の流れの中で、建築基準法改正に伴う用途地域指定が1972年9月変更された⁽²⁰⁾。この改正を直前の線引き時と比較しても、住居系地域は707ha、商業系地域は1405haそれぞれ増加し、工業系地域が2112ha減少した。工業系地域は工業専用地域の若干の増加に対し、工業地域の大幅な減少、次いで準工業地域の減少となっている。地域的には、庄内川・矢田川以南の北部一帯の既成市街地の工業地域がすべて無くなり準工業地域又は住居地域に変更された。南部でも、中川運河北半分の工業専用地域指定が解除され、同周辺の工業

地域が準工業地域等に変更となった。また西南部・東南部の準工業地域が住居地域となる一方、名古屋港埋め立て地に工業専用地域が追加指定された。

従って既成市街地の工業地に関する土地利用構想は、工場転出の流れをうけこれを環状2号線沿線(庄内川・矢田川の外周部)等へ移転誘導するものであった。後に住工複合地の考え方など一定の方向転換はあったものの、用途地域指定の上では当初の土地利用構想をうけた建築基準法改正に伴う変更がその後の工業系用途地域の基調となった。この時期の工業系用途地域指定の変更は、戦前からの既成市街地の内陸工業地帯を、環状2号線沿線と臨海部へ、大きく方向転換させるものとなった。

(2) 市域内工場再配置施策となった特別工業地区指定

この建築基準法改正に伴う用途地域指定に一ヶ月遅れで、「名古屋市特別工業地区建築条例」(1972)による特別工業地区が重ねて指定された。第1種特別工業(「準工特工」)地区は、準工業地域内で近隣環境悪化をもたらすおそれのある工場業種を規制するとし、商業地域並の建築規制等を、また第2種特別工業(「工業特工」)地区は、工業地域で広域公害をもたらすおそれのある工場業種を規制するとし、準工業地域並の建築規制を重ねて行うものであった⁽²²⁾。第1回全市見直し時(1979)に、「準工特工」は、「住宅の混在が多く、人口密度が高く、かつ大工場等の転出傾向も顕著な区域で、騒音、振動等近隣公害を防止」と変わらないものの、「工業特工」は、「有毒ガス、有害粉じん、悪臭等広域公害の発生原因となる工場の新規立地を防止」し、かつ「都市型の軽工業地として整備を図っていく」として誘導目標が付加されていく。

基準法改正時に、庄内川・矢田川以南の北部一帯の既成市街地の工業地域が無くなつたが、この地域の東区等(含、隣接千種区)、北区、西区(同中村区)に「準工特工」が指定された。また「工業特工」は、これらの北側の守山区、西区及び南部の緑区のそれぞれ河川沿いに指定された(図-5)。第1回全市見直し時(1979)に、「準工特工」については、一部が準工業地域から住居地域へ変更され、それに伴い指定が解除された。また中川運河北半分の工業専用地域が解除され、「工業特工」の指定がされた。これは、南部の内陸部の工業地域を都市型の軽工業地として整備するために指定を拡大したものである。

条例そのものは、17年経過した1989年に公害防止技術の進歩、産業界の意向等を反映し改正される。準工業地域での床面積制限の廃止、業種制限の減少、既存不適格建築物を対象に禁じていた増築を既存面積の2割までは認める緩和措置が取られた⁽²³⁾。この背景には住工複合地の考えが導入された「名古屋市基本計画」(1980)などの対応関係も考えられるが、住工複合地における市街地像との関連の明確な説明をみることが出来ない。

このように名古屋における特別工業地区指定は、公害問題への対処から建築規制概念が強く押し出された指定としてスタートした。第1回見直しの頃には「準工特工」は住工複合地が提起されながらも建築規制概念のみが強調され、反対に「工業特工」は都市型工業の導入という工場立地誘導が主要なねらいとなり建築規制概念から市街地化の誘導概念へと変化して行った。この特別工業地区指定が土地利用変化に与えた影響は、工場立地規制をねらいとする「準工特工」は内陸工業地で工業用地を減少させ、工場立地誘導をねらいとする「工業特工」は未利用地の多い外周部で工業用地を増加させた⁽³¹⁾。つまり内陸工業地から未利用地の多い外周部への市域内工場再配置の役割を果たすことになった。

8.まとめ

以上のように本稿では、地方公共政策としての都市戦略と土地利用についてやや歴史的にその経緯を振り返ってみた。即ち、名古屋の都市戦略は明治末年以来一貫して工業都市化を目指して歩んできた。工業都市化は、「帝都東京」、「商都大阪」に次ぐ第三の都市をつくろうとする当時の地主層に代表される市議会関係者と内務省官僚の一致した施策であった。戦後復興期から高度成長期にかけてもこの工業都市化への志向は変わらず、土地利用に関しては市域と「区域」を拡大することを通じて、この目標を達成しようとした。しかしながら広域的な地域開発の展開を図ろうとする愛知県と名古屋市の相克は、名古屋市の周辺町村の合併問題の頓挫にみられたように激しくぶつかり合った。このことがまた地方自治法による基本構想の策定が義務づけられる以前に、愛知県・名古屋市の計画行政が生み出される大きな要因となっていました。そして高度成長期のただ中で、輸送手段の変容など工場立地条件の変化と、愛知県の「三内陸三臨海」構想などが相まって、市内からの工場転出は激しさを増して行った。こうした事態に対して公害問題への対処も含め、環状2号線沿線等への市域内工場再配置施策が進められた。後に住工複合地の導入など一定の方向転換はあったものの名古屋の「工業都市」は大きく方向転換を迫られて行った。その後の行政計画で言えば、「名古屋市基本計画」・「名古屋市新基本計画」は都市の生産・商業業務・居住などの多様な機能にどう応えて行くのかの模索であったと思われる³²⁾。

現在、「名古屋市新基本計画」(昭和63~平成12年度)による最後の推進計画(平成10~12年度)は、その施策の展開が図られている。また21世紀初頭の長期的指針として「名古屋新世紀計画2010」(平成12~22年度)が策定中である。こうした時、これまでの工業都市からの転換後の都市戦略をどう展望するか、そのことが描ききれていない気がしてならない。このことについては今後の研究課題としていきたい。

補注

- (1) 関東を含めた3府28県の参加があった大規模な産業博覧会で、名古屋開府300年の記念を兼ねていた。第十回関西府県聯合共進会事務所(1911)「第十回関西府県聯合共進会事務報告」参照。
- (2) 1907年の熱田町、小碓町一部の編入以前の名古屋市は逆三角形であり、北部を除いた二辺を囲んだのが愛知郡で、頂点の熱田町を挟み西側15町村を西愛知、東側29町村を東愛知と称した。「西愛知五千町歩」の規模は、愛知県西部の蘇東耕地整理の二千町歩や江戸時代からの名古屋南部の新田開発による大規模開発の歴史からいっても、決して途方もないことでなかったものと思われる。
- (3) 阪本彰之助市長(1911~1917年在任)の就任により調査会発足。当初調査会会員は23名で、市长を議長とし、官公吏、市会議員、学識経験者、会社重役等で構成。名古屋市編(1957)「名古屋都市計画史上巻」p.451~474。
- (4) 工場数は、名古屋市(1953)「大正昭和名古屋市史第二巻工業篇」p.52~54参照。引用文は同p.51。
- (5) 「世に大東京、大大阪、大京都、大横浜、大神戸、大名古屋と称せらるゝは、所謂其予定せんとしたる各市の計画区域の想像なりし」とあり、都市計画区域をさす。池田宏(1920)「六大都市の市区改正事業を検じて」都市公論3月号、p.70。
- (6) 内務省は、①被併合町村の意志尊重、②家屋の連担等市と町村の一体、③一部を編入する時残存町村に不満のないこと、をあげていた。また隣接町村は認めて、非接続町村は殆ど市と一体をなさず認め難いとしていた。阪本藤八(1921)「名古屋の附近町村併合」都市公論10月号、p.42~53。
- (7) 1920年末現在、10町村の内下之一色町を除く町村の農業人口は、58.4~96.9%であり、下之一色町は農業8.2%の反面、漁業45.6%、商業33.8%であった。前掲阪本藤八論文、p.47をもとに計算。
- (8) 都市計画愛知地方委員会の幹事黒谷了太郎は同会議で、なるべく大きく都市計画区域を想定した

- が、「既ニ市ニ於テモ、縣ニ於キマシテモ、大体ノ案ガ出来テ居ッタノデアリ」、都市計画の「施設ヲシナカッタナラバ名古屋市ノ発展ニ非常ナル阻害ヲ受ケル」という点から検討し、「先ツ之レダケテ行カウ」と述べている。「都市計画愛知地方委員会会議録(1922.3.28.第2回)」 p.13~33。
- (9) 例えば1919(T8)~1923(T12)年度の名古屋都市計画事業費累計の内訳は、国庫補助金56.3万円、市債584万円、電気事業費より繰入金81.8万余円、雑収入9万余円、特別税97.7万余円、合計828.8万余円。当時都市計画事業費の国庫補助金はわずかで、地元の負担がほとんどであった。財政力の乏しい小規模町村の財政負担は困難であったことが想像される。都市計画愛知地方委員会(1924)「都市計画の梗概」p.14~17参照。
- (10) 対立点は庄内川の外にあり市民のための消費物資販売市場を有していた下之一色町(魚類)と、西枇杷島町(青果)である。両町を都市計画区域に含めていくというのが県であり、新たに名古屋市中央に市場を設けるため両町を区域から切り離そうとするのが市であった。結果は2町とも都市計画区域に含めていくことになった。前掲「都市計画愛知地方委員会会議録(1922.3.28.第2回)」。
- (11) 大高村、上野村を中心とした名古屋の南部臨海工業地帯の土地造成に伴う埋立申請の最初は1943年1月であり、戦後の中部経済圏の高度経済成長を促進する基幹産業立地のさきがけとなったものである。名古屋港管理組合(1971)「名古屋港臨海工業地帯概要」 p.32~37参照。
- (12) 「中部経済圏の中心都市」の位置づけは、戦後産業界の最初の意見の取りまとめとなった名古屋産業振興調査会(1953)「名古屋産業振興調査報告書」p.272~273、名古屋商工会議所や、また計画行政のスタートとなった名古屋市(1962)「名古屋市将来計画基本要綱」p.9にみられる。
- (13) 「マスタープラン的なもの」の整理は、渡辺俊一(1994)「市町村マスタープランをめぐる『プラン体系』」日本都市計画学会学術研究論文集29、p.7~12参照。この時期は都市計画法の「整備、開発又は保全の方針」(1968)や、地方自治法の「基本構想」(1969)も法的根拠を持たない時期である。
- (14) 県の同意が得られず編入がならなかったのは、西部は飛島・十四山村、東南部は鳴海・有松町、豊明村である。以後市に対する県のリーダーシップの確立をみたと言われている。遠藤宏一(1985)「地域開発の財政学」p.227、大月書店。なお名古屋市は、合併をにらみ1952年名隣会(市と18町村)を結成していた。田淵寿郎(1962)「或る土木技師の半自叙伝」p.234~235、中部経済連合会。
- (15) 名古屋西部、南部、西南部の各臨海工業地帯は名古屋市等の開発構想による。西部は市内の荒子川運河の周辺で、南部・西南部は名古屋都市計画区域外であった。これら臨海工業地帯、運河計画、土地区画整理事業は、名古屋市(1957、1964)「名古屋市政概要」の各年版を参照。
- (16) 名鉄常滑線より臨海部よりの埋め立て地は殆ど工業地域に指定され、変更後は構成比で住居地域51.9%、工業地域25.1%、準工業地域12.0%、商業地域11.0%となった。愛知県公文書館所蔵都市計画決定関係図書、1961.3.17、建設省告示第534号。
- (17) 名古屋都市計画区域について県側は、名古屋市を1区域とし、その周辺に市を取り巻く名古屋関連区域を設ける案を持っていた。これに対し市は市とその関連区域25市町村とする考え方であった。山本哲「愛知県における都市計画区域の再編成」、新都市S45.3、第24巻第3号、p.52~56。
- (18) 旧上野町・横須賀町にはまたがって東海製鉄が存在し、東海市誕生は愛知県の調停にもとづき合併した経緯がある。東海市(1970)「東海市ー上野町・横須賀町2町合併の記録」p.175~176。
- (19) 当時中部地域の重工業化への積極的な推進を目的に中部経済総合開発調査会は、「中部地域産業基盤整備計画1961~1970」(1962)をまとめ、工業立地条件の検討を行っている。工業用地、工業用水、輸送施設等が確保さればどの地域でも工場立地は可能であるとしている。また愛知県(1979)「愛知県地方計画のあゆみ」p.24では、「愛知県新地方計画」(1962)の地域開発計画の拠点地域として、「三内陸三臨海」構想をあげ、その一つに名古屋ー小牧・春日井が位置づけられている。この結果、名神・中央道の交通結節点である小牧・春日井を含む尾北地区に工場進出が旺盛に行われた。
- (20) 地元自治体は工場誘致を歓迎し、例えば小牧市では1956年に工場誘致条例を作成している。昭和40年代には名神・東名・中央自動車道の開通もあり、約600社が進出している。だがその後各種用途・形態に関する建物の無秩序な混在が生じていることを指摘している。小牧市(1982)「第三次小牧市総合計画」p.7、35。
- (21) 同じ頃工業再配置促進法により、名古屋市の主要部が工場の移転促進地域に指定(公布、1972.6)される。工場がこの措置をうけて転出した事例もみられたと思われるが、移転促進地域内の工場に具体的な制限を課したものでなく、またこれだけで転出の決定的な理由とは考えられなく、この効果測定は難しく、ここではこの影響には触れていない。
- (22) 「準工特工」は、商業地域内に建築してはならない建築物、150m²を超える工場等の規制や、住居地域内に建築してはならない建築物の一部の規制がされた。「工業特工」は、工業地域と準工業地域の規制を重ねて受けることになり、前者によって学校・病院・ホテル等の制限が、後者によつ

て軽工業の工場やサービス施設等を除く危険性・環境悪化が大きい工場の制限がなされた。このため「工業特工」は、準工業地域を上回る規制を受けた。

(23) 条例別表第一の一項が削除。業種制限は準工業地域で48から21業種、工業地域で29から27業種に減少。この後1990年代に入り、小刻みに改正。産業界の意向は、「朝日新聞」1989.9.14夕刊。

参考・引用文献

- 1) 名古屋市編(1957)「名古屋都市計画史上巻」p.43, 828等を参照のこと。
- 2) 木島彌太郎(1926)「名古屋土地区画整理事業の沿革」都市創作第2巻9号p.20~21。
- 3) 前掲「名古屋都市計画史上巻」p.456~p.458。
- 4) 復刻版、内務大臣官房都市計画課(1988)「都市計画要鑑第二巻大正十一年刊(2)」p.3. 柏書房。
- 5) 前掲復刻版「都市計画要鑑第二巻大正十一年刊(2)」p.3。
- 6) 都市計画愛知地方委員会(1926)「名古屋市隣接町村併合顛末」p.1~8。
- 7) 名古屋市会事務局(1941)「名古屋市会史第四巻」p.404~405。
- 8) 「都市計画愛知地方委員会会議録」(1922.3.28、第2回) p.18。
- 9) 池田宏(1920)「六大都市の市区改正事業を検じて」都市公論3月号、p.81~83。
- 10) 都市計画愛知地方委員会(1924)「都市計画の梗概」p.25~26。
- 11) 名古屋市(1923)「名古屋の都市計画」p.62~63。
- 12) 名古屋市会事務局(1953)「名古屋市会史第八巻」p.1435。
- 13) 後藤健太郎・佐藤圭二(1990)「名古屋市における戦中の防空対策が都市計画に及ぼした影響」第25回日本都市計画学会学術研究論文集、p.469~474参照。
- 14) 名古屋市会(1946)「名古屋市会史第十巻」p.840。
- 15) 名古屋産業振興調査会(1953)「名古屋産業振興調査報告書」p.326、名古屋商工会議所。
- 16) 名古屋市(1962)「名古屋市将来計画基本要綱」(「基本要綱」) p.16、p.117~118参照。
- 17) 名古屋市(1968)「名古屋市将来計画・基本計画(「基本計画」)」p.22~25。
- 18) 愛知県地方計画委員会(1989)「第6次愛知県地方計画愛知県21世紀計画」p.11。
- 19) 梅原浩次郎(1995)「戦前名古屋の都市計画区域の設定と用途地域指定の変遷に関する研究」、日本都市計画学会「都市計画N0.197」p.129~132。
- 20) 石川栄耀(1929)「名古屋の区画整理の特質」都市公論第9巻4号10月号、『石川栄耀都市計画論集』(1993)所収、p.171、(社)日本都市計画学会。
- 21) 名古屋市(1955他)「名古屋都市計画概要」、同(1960他)「名古屋市政概要」各年版、名古屋市区画整理課編(1996)「名古屋市区画整理区域図」。
- 22) 名古屋市復興局(1946)「名古屋の復興都市計画概要」p.1~2。
- 23) 田淵寿郎(1951)「大名古屋の建設」、新都市第5巻第10号、p.5。
- 24) 建設省編(1961)「戦災復興誌 第十巻都市編VII」p.318~321、都市計画協会。
- 25) この間の経緯は名古屋港管理組合(1984)「名古屋港管理組合30年史」p.230~236等に詳述。
- 26) 名古屋市(1962)「名古屋市将来計画基本要綱」p.110。
- 27) 愛知県新地方計画委員会(1962)「愛知県新地方計画Ⅱ」p.299。
- 28) 名古屋市(1968)「名古屋市将来計画・基本計画」p.45~46。
- 29) 名古屋大都市整備計画懇談会(1965)「名古屋市及び周辺土地利用現況図」、愛知県(1971)「愛知県土地利用規制図」参照。
- 30) 梅原浩次郎(1998)「新都市計画法以降名古屋の特別工業地区指定の目標と土地利用変化に与えた指定の影響に関する研究」1998年度第33回日本都市計画学会学術研究論文集、p.286~288参照。
- 31) 詳細は前掲梅原論文「新都市計画法以降名古屋の特別工業地区指定の目標と土地利用変化に与えた指定の影響に関する研究」p.286~288参照。
- 32) 詳細は梅原浩次郎(1998)「新都市計画法以降の名古屋都市計画における市街地像の位置づけと用途地域指定の関連に関する研究」日本建築学会東海支部研究報告集、第36号p.673~676参照のこと。

図表出典

1. 愛知県土木部計画課(1951)「愛知県都市計画概要昭和26年」、同(1960)「愛知県都市計画概要1960」、同(1964)「愛知の都市計画1964」等より作成。
2. 愛知県工場誘致委員会(1968)「昭和34年~昭和41年愛知県の工場立地の動向」、「愛知県都市計画概要1960」「愛知の都市計画1964」より作成。